

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市都市計画公聴会規則
(都市計画課) 4
- 亀岡市文書取扱規則の一部改正
(総務課) 8
- 亀岡市公印規則の一部改正
(人権啓発課) 10
- 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正
(会計課) 11

—— 告 示 ——

- 亀岡市市民総合災害補償取扱要綱の一部改正
(会計課) 12
- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録
(税務課) 12
- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正
(ものづくり産業課) 13
- 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正
(ものづくり産業課) 14
- 亀岡市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正
(環境政策課) 15
- 亀岡市未熟児養育医療給付要綱
(子育て支援課) 17
- 亀岡市社会福祉法人指導監査実施要綱
(地域福祉課) 24
- 徴収事務の委託
(環境政策課) 26

- 平成25年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画
(環境クリーン推進課) 27
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託
(環境クリーン推進課) 35
- 亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱
(ものづくり産業課) 39
- 亀岡市ごみ処理基本計画
(環境クリーン推進課) 43
- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正
(健康増進課) 43
- 市道路線の認定に関する告示
(土木管理課) 44
- 市道路線の区域に関する告示
(土木管理課) 45
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 47
- 市道路線の廃止に関する告示
(土木管理課) 49
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 50
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 50
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 50
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 51
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 51
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 51

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	61
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	61
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	61
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	53	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	62
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	53	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	62
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	53	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	62
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	54	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	63
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	54	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	63
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	54	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	63
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	55	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	64
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	55	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	64
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	55	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	64
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	56	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	65
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	56	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	65
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	56	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	65
○町の区域の設定並びに町の区域及び名 称の変更 (総務課)	57	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	66
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	60	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	66
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	60	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	66
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	60		

訓 令	
○亀岡市情報化の推進に関する規程 (総務課)	67
公 告	
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	70
○土地改良事業の工事完了 (国営事業推進課)	73
○路上の放置物件の撤去(土木管理課)	74
○路上の放置物件の撤去(土木管理課)	74
○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	74
○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	78
○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	81
任免及び辞令	
監査委員会欄	
公 表	
○平成24年度定期監査結果に対する措 置状況	87
○平成25年度随時監査	90
教育委員会欄	
任免及び辞令	
選挙管理委員会欄	
告 示	
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の期 日及び投票の時間並びに選挙すべき総 代の数	93
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙にお ける選挙長、同職務代理者及び選挙立 会人の住所及び氏名	94
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙にお ける選挙長の執務場所	94
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の投 票用紙の様式	95
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙にお ける当選人の住所及び氏名	96
○亀岡市昭和池土地改良区総代選挙にお いて当選証書を付与した者の住所及び 氏名	96
公平委員会欄	
告 示	
○職員団体の登録	97
○職員団体の登録	97
○職員団体の登録	98
上下水道部欄	
告 示	
○料金収納事務の委託	99
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者 指定の告示	100
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の 告示	101
市立病院欄	
規 程	
○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関 する規程の一部改正	102
告 示	
○亀岡市立病院の使用料及び手数料の収 納事務の委託	103
○指定代理納付者の指定	103

規則

亀岡市都市計画公聴会規則をここに公布する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第18号

亀岡市都市計画公聴会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、亀岡市が開催する亀岡市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 公聴会は、公開するものとする。

(公聴会開催の公告等)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 意見を聴こうとする都市計画の案（以下「都市計画原案」という。）の概要
- (3) 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間
- (4) 第5条の公述申出書の提出場所、提出方法及び提出期限
- (5) 公聴会の傍聴定員、傍聴申込場所、傍聴申込期限及び傍聴希望者数が傍聴定員を超える場合における傍聴者の決定方法
- (6) その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、公聴会の開催及び都市計画原案について、次に掲げる方法により住民に周知するものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が定める方法
(公述人の要件)

第4条 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、都市計画原案に係る区域内に住所を有する者及び都市計画原案について利害関係を有する者とする。

(公述申出書の提出)

第5条 前条に規定する者が公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の開催期日の1週間前までに、公述申出書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。
(公述人の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により公述申出書を提出した者のうち同趣旨の意見を有するものがあるときは、公聴会に出席して意見を述べる者（以下「公述人」という。）の数を制限することができる。

2 市長は、公述人に対し、公聴会の開催期日の前日までに公述人決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定により公述人の数を制限した場合において、公述人となれなかった者に対し、公聴会の開催期日の前日までに公述人不決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

4 市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述人に対し、その意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を制限することができる。
(公聴会の議長)

第7条 公聴会は、市長の指名する職員が議長として主宰するものとする。

(公述人の発言等)

第8条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、公述申出書の内容に準拠してなされなければならない。

3 議長は、公述人が第6条第4項の規定により制限された公述時間を超えたとき又は前2項の規定に違反したときは、その発言を禁止し、又は退場させることができる。

4 公述人は、代理人に意見を述べさせることはできない。ただし、議長が特に認めたときは、この限りでない。

5 議長は、公述人に対し質疑をすることができる。

(公聴会の秩序の維持)

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 公聴会においては、何人も、秩序を乱し、又は不穏当な言動をしてはならない。

3 議長は、前項の規定に違反する者があるときは、その者を退場させることができる。

(公聴会の中止)

第10条 市長は、公述申出書の提出がない場合は、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

(公聴会の延期)

第11条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第3条第1項の規定により公告した日時に公聴会を開催することができないときは、公聴会を延期することができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会を延期するときは、速やかにその旨を公述人に通知するとともに、公告するものとする。

3 市長は、第1項の規定により公聴会を延期したときは、延期後の開催期日の1週間前までに、当該延期後の公聴会の日時及び場所を公告するものとする。

(記録の作成)

第12条 議長は、公聴会の記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

(1) 公聴会の日時及び場所

(2) 都市計画原案の概要

(3) 出席した公述人の住所及び氏名

(4) 公述人が述べた意見の要旨又は全文

(5) その他公聴会の経過に関する事項

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

亀岡市長

団

公述人決定通知書

年 月 日付けで申出のあった亀岡市都市計画公聴会において意見を述べることに ついて、あなたを公述人として決定しましたので、下記事項に留意の上、当日会場にて意見を述べられるよう通知します。

記

1 公聴会の日時

2 公聴会の場所

3 公述時間

4 留意事項

- (1) 公聴会の開催される時刻までに会場に出席されない場合は、意見を述べることができなくなります。
- (2) 公聴会の会場では、受付でこの通知書を提示して、その出席を届け出てください。
- (3) 会場では、係員の指示に従って、指定の場所に着席してください。
- (4) 代理人に意見を述べさせることは、原則として認めません。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所
ふりがな
氏名
氏電
氏電

申出人

公述申出書

都市計画の決定（変更）に関する都市計画の案に対して、亀岡市都市計画公聴会において下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

意見の要旨及びその理由

注意

- 1 800字以内で記載してください。
- 2 楷書で明瞭に記載してください。

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

亀岡市長

印

公述人不決定通知書

年 月 日付けで申出のあった亀岡市都市計画公聴会において意見を述べることについて、亀岡市都市計画公聴会規則第6条第1項の規定により公述人の数を制限した結果、あなたが意見を述べることができなりましたので通知します。

「揭示済」

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第19号

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「記録をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第2号中「公文書管理システム」を「次号の公文書管理システム」に改め、同条第7号中「規定する部」を「規定する室及び部並びにこれらに相当するもの」に改め、同条第8号中「規定する課」を「規定する課及びこれに相当するもの」に改め、同条第9号中「、又は」を「又は」に改める。

第4条第2項中「常に」を「、常に」に改める。

第5条第1項中「部長、課長及び副課長は、その部課における文書事務が適正かつ迅速に処理されるよう常に留意し」を「部長（部の長をいう。以下同じ。）は、部における文書事務を統括し、文書事務が適正かつ迅速に処理されるよう」に改め、同条第2項中「参事、副参事並びに係長及び係長と同等の職にある者（以下「係長等」という。）は、上司の指揮を受けて」を「職員は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 課長（課の長をいう。以下同じ。）は、課における文書事務を所掌し、所管する文書等を適正に管理しなければならない。

第6条を次のように改める。

（文書取扱主任及び文書取扱副主任の設置）

第6条 文書事務について課長を補佐し、課における文書事務を能率的かつ適正に行うため、課に文書取扱主任1人及び文書取扱副主任若干名を置く。

2 文書取扱主任は、課の係長等のうちから課長が指名する者を充て、文書取扱副主任は、課の職員のうちから課長が指名する者を充てる。

3 課長は、文書取扱主任及び文書取扱副主任を指名したときは、その職氏名を総務課長に報告しなければならない。

第7条中「、その課における次に掲げる職務を掌る。」を「、課長の命を受け、課における次に掲げる事務を行う。」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 文書取扱副主任は、文書取扱主任を補佐し、必要があるときは、その職務を代理する。

第11条第1項中「、廃棄」を「及び廃棄」に改め、同条第2項中「各部課」を「各課」に、「指導しなければならない」を「助言することができる」に改める。

第12条中「別に」を「、別に」に改める。

第13条中「申し出」を「申出」に改める。

第14条第1項中「付さない」を「、付さない」に改める。

第17条第1項中「前条」を「第16条」に改める。

第22条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「開封」を「、開封」に改め、同条第4項中「次の」を「、次の」に改める。

第22条の2第2号中「並びに」を「及び」に改める。

第22条の3中「第22条の2」を「前条」に改める。

第25条第1項中「文書等」を「、文書等」に改める。

第27条第5項中「付せん」を「付箋」に改める。

第29条第2項中「次の」を「、次の」に、「必要」を「、必要」に改める。

第31条第2項中「緊急又は」を「緊急若しくは」に、「その」を「、その」に改める。

第32条第2項中「主管部課長」を「、主管部課長」に改める。

第37条第1項中「総務課に」を「、総務課に」に改める。

第38条中「浄書・印刷依頼書」を「、浄書・印刷依頼書」に改める。

第39条中「省略」を「、省略」に改める。

第40条第1項中「照合」を「第37条第3項の照合」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「市長公印」を「公印」に、「文書管理係長（文書管理係長が不在のときは総務課長が指定する職員。）」を「公印の保管者等（亀岡市公印規則に規定する保管者及び取扱責任者等をいう。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「文書管理係長は、市長公印を押印するとき」を「公印の保管者等は、公印を押印し、又は公印を押印させようとするときは」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「市長公印」を「公印」に、「を、市長公印の使用を省略した文書は伺書に公印省略日付印（別記第9号様式）を押さなければならない。」を「を押し、又は前項の審査をした者の氏名及び押印した日付を記入しなければならない。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「亀岡市公印規則に定める保管者において保管する公印を押印する場合」を「第1項ただし書の規定により公印を省略する場合」に改め、同項を同条第5項とする。

第46条第1号ア中「最終年度」を「、最終年度」に改め、同条第5号中「前項」を「前

号」に改める。

第52条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第58条中「収納保管」を「収納保存」に、「保存文書」を「、保存文書」に改める。

第59条第1項中「文書」を「、文書」に改め、同条第2項中「審査」を「、前項の審査」に改める。

第61条第2項中「10日以内」を「、10日以内」に改め、同条第3項中「特に」を「、特に」に改める。

別表第1中

「

健康福祉部	
こども福祉課	こ福
社会福祉課	社福
障害福祉課	障福
高齢福祉課	高福
健康増進課	健増
産業観光部	
農林振興課	農
国営事業推進課	国営
ものづくり産業課	もの
観光戦略課	観

」

を

「

健康福祉部	
地域福祉課	地福
子育て支援課	子育
障害福祉課	障福
高齢福祉課	高福
健康増進課	健増
産業観光部	
ものづくり産業課	もの
観光戦略課	観
農林振興課	農
国営事業推進課	国営

」

に改める。

別表第2第3号及び第4号中「手続き」を「手続」に改め、同表第6号及び第7号中「付せん」を「付箋」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第20号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

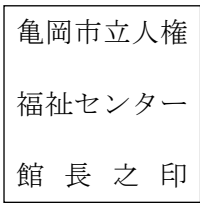
亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中32の項を33の項とし、26の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項の次に次のように加える。

26	亀岡市立人権福祉センター館長印	20	21	隸書	館長名をもってする文書等	人権福祉センター館長	1
----	-----------------	----	----	----	--------------	------------	---

別掲中「26」を「27」に、「25」を「26」に、「24」を「25」に、「23」を「24」に、「22」を「23」に、「21」を「22」に、「20」を「21」に改め、19の次に次のように加える。

20



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第21号

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則（昭和42年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第9項中「不在のときは」を「不在のときは、」に改める。

第6条中「市長」を「、市長」に改める。

第8条中「事務取扱い職員」を「事務取扱職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第47号

亀岡市市民総合災害補償取扱要綱（平成9年亀岡市告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第3条中「市は、直接」を「直接」に、「補償」を「、補償」に改める。

第5条中「又は」を「及び」に改める。

「

別表中

通院日数 6日以上15日まで 1万円

 を

」

「

通院日数 1日以上5日まで 5千円

 に改める。

通院日数 6日以上15日まで 1万円

」

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第49号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱（昭和47年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第2条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

別表中

「

経営支援特別融資	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円
----------	--------	-------------------	---

」

を

「

経営支援緊急融資	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円
中小企業緊急経営あんてい融資	貸付限度額内	融資を受けた日から起算して6月以内	所定の貸付利息によって支払われた利子額の100%で、その限度額は81,000円

」

に改める。

別記第1号様式中「利子支払額」を「支払利子額」に改める。

別記第2号様式中「年 月～」を「年 月から」に、「かならず」を「必ず」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成25年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱（昭和41年亀岡市告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「5,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同条第3号中「経営支援特別融資」を「経営支援緊急融資」に改め、同条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 中小企業緊急経営あんてい融資

第3条中「よる」を「規定する」に改め、「4分の1と」の次に「し、80,000円を限度と」を加える。

第4条及び第6条中「もの」を「者」に改める。

別記第1号様式中

「

振込金融機関名	銀行 信用金庫	支店
振込口座番号	当座 普通	No.
フリガナ 口座名義人		

」

を

「

振込金融機関名	銀行 信用金庫	支店
振込口座番号	当座 普通	No.
フリガナ 口座名義人		

承諾書

私は、亀岡市税の納付状況について、亀岡市が調査することを承諾します。

住所
氏名



」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成25年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成4年亀岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

題名を次のように改める。

亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

「合併処理浄化槽」を「浄化槽」に改める。

第2条第1号中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第1項中「補助金」を「亀岡市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 過去に補助金の交付を受けて設置した浄化槽のうち、耐用年数に満たない浄化槽の付け替えを行う者（著しい機能低下等市長が特に必要と認める場合を除く。）

(6) 本市域内に住所を有しない者

第5条第2項各号を次のように改める。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は確認済証の写し

(2) 浄化槽法第7条に基づく検査実施承諾書

の写し

(3) 浄化槽処理対象人員算定書の写し

(4) 設置場所の附近見取図

(5) 浄化槽の配置図（放流先が分かるようにすること。）

(6) 申請者と工事施工者との工事請負契約締結を証する書面

(7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

(8) 納税証明書

(9) 住民票

(10) その他市長が必要と認める書類

第8条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（補助金額の特例）

2 第4条の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成27年3月31日までに浄化槽の設置を完了する者に対する補助金の額は、附則別表により算出する。

附則の次に次の1表を加える。

附則別表（附則第2項関係）

補助金額等

1 基準額	2 上乗せ額	3 対象経費	4 補助金額
5人槽 332,000円 6人槽～7人槽 414,000円 8人槽～10人槽 548,000円	5人槽 83,000円 6人槽～7人槽 104,000円 8人槽～10人槽 137,000円	亀岡市浄化槽設置整備 事業費補助金交付要綱に 基づき、専用住宅に浄化 槽を設置する者が、同施 設設置に要する経費	(1) 第1欄に定める基準 額と第2欄に定める上 乗せ額との合計金額と 第3欄に定める対象経 費の実支出額とを比較 して、少ない方の額を 選定する。 (2) (1)により算定した額 と対象経費から寄付金 その他の収入額を控除 した額とを比較して少 ない方の額 (3) その他特に市長が認 めた場合は、この限り でない。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式中「理由」を

「

理由

（教示）

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、提起することができます。

」

に改める。

別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市未熟児養育医療給付要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市未熟児養育医療給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条の規定により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象)

第2条 養育医療の給付は、亀岡市に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めたものに対して行う。

- (1) 出生時体重が2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げる

いずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

- (ア) 運動不安、けいれんがあるもの
- (イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温が摂氏34度以下のもの

ウ 呼吸器、循環器系

- (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるもの又は毎分30以下のもの
- (ウ) 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

- (ア) 生後24時間以上排便のないもの
- (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
- (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの

オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(給付の申請)

第3条 養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者(以下「養育医療給付申請者」という。)は、養育医療給付申請書(別記第1号様式)に医師の記載した養育医療意見書(別記第2号様式)及び費用負担能力の認定に関する世帯調書並びにその関係証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第4条 市長は、養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療券(別記第3号様式。以下「医療券」という。)を養育医療給付申請者に交付し、かつ、医療券に記載した指定養育医療機関にその旨を通知するものとし、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、理由を示してその旨を養育医療給付申請者に通知するものとする。

2 医療券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該指定養育医療機関に医療

券を提出しなければならない。

(給付の継続)

第5条 受給者が医療券の有効期間を過ぎてもなお、当該医療給付を継続して受けようとするときは、当該医療券の有効期間満了前までに養育医療給付継続申請書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に対して承認を与えるときは、医療券を養育医療給付申請者に交付するとともに、当該指定養育医療機関にその旨を通知するものとし、承認しないときは、その旨を養育医療給付申請者に通知するものとする。

(転院)

第6条 やむを得ない理由により、当該指定養育医療機関を転院する場合は、未熟児の保護者は、新たに第3条の申請を行うものとし、申請書に担当医師の意見書及び転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添付するものとする。

(再交付)

第7条 受給者が医療券を紛失又は毀損したときは、再交付申請書(別記第5号様式)を市長に提出して、再交付を受けなければならない。この場合、毀損した医療券は、返還しなければならない。

(給付の範囲等)

第8条 養育医療の給付の範囲は、法第20条第3項各号に掲げるとおりとする。

2 養育医療の給付は、現物給付によるものとする。ただし、法第20条第3項第5号の移送については、現物給付に代えてその費用(以下「移送費」という。)を支給するものとする。

3 移送費は、特に必要と認められる場合に支給するものとし、その額は、必要とする最小限度の実費とする。ただし、付添いの必要があると認められる場合は、付添人の移送費に

ついても支給するものとする。

(移送費の請求等)

第9条 移送費の支給を受けようとする未熟児の保護者(以下「移送費支給申請者」という。)は、移送費申請書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは移送費承認書(別記第7号様式)を移送費支給申請者に交付し、承認しないときは不承認決定通知書によりその旨を移送費支給申請者に通知するものとする。

3 移送費の請求は、移送費請求書(別記第8号様式)に移送費承認書及び領収書その他の証拠書類を添えて行うものとする。

(自己負担額の決定)

第10条 法第21条の4第1項の規定により市長が養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者から徴収する額は、別表のとおりとする。

(医療保険各法との関係)

第11条 給付を受けた者が医療保険の被保険者又は被扶養者である場合、当該医療保険各法による給付が優先するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表(第10条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	世帯に属する養育医療の給付の対象となる未熟児が1人又は2人以上の場合の1人目の徴収基準月額	2人目以降の徴収基準月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	5,400	540
C2	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯	7,900	790
D1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯	10,800	1,080
D2	所得割の年額15,000円以下	16,200	1,620
D3	40,001円以上70,000円以下	22,400	2,240
D4	70,001円以上183,000円以下	34,800	3,480
D5	183,001円以上403,000円以下	49,400	4,940
D6	403,001円以上703,000円以下	65,000	6,500
D7	703,001円以上1,078,000円以下	82,400	8,240
D8	1,078,001円以上1,632,000円以下	102,000	10,200
D9	1,632,001円以上2,303,000円以下	123,400	12,340
D10	2,303,001円以上3,117,000円以下	147,000	14,700
D11	3,117,001円以上4,173,000円以下	172,500	17,250
D12	4,173,001円以上5,334,000円以下	199,900	19,990
D13	5,334,001円以上6,674,000円以下	229,400	22,940
D14	6,674,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

備考

1 階層区分の認定

(1) 認定の原則

階層区分の認定は、当該未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に未熟児を扶養しているものうち、当該未熟児の扶養義務者の全ての者の税額の合算額に基づいて行うものとする。

(2) 用語の定義

ア この表において、「未熟児の属する世帯」とは、当該未熟児と生計を一にする世帯をいい、当該未熟児と扶養義務者が世帯を一にしない場合であっても適当と認められる場合を含むものとする。

イ この表において、「扶養義務者」とは、民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)をいう。ただし、未熟児と世帯を一にしない扶養義務者については、現に未熟児に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ この表において、「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。)をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

エ この表のD14階層までにおける「所得税の年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の年額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(7) 所得税法第78条第1項及び第2項(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(ロ) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(ハ) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条オ この表のD14階層における「全額」とは、当該未熟児の措置に要した費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。

2 徴収金額(月額)の決定の特例

(1) A階層以外の階層に属する世帯から2人以上の未熟児が、同時にこの表の適用を受ける場合には、当該各未熟児につき、徴収金額(月額)を算定するものとする。この場合において、当該未熟児のうち、徴収基準月額の最も多額な未熟児以外の未熟児についてはこの表に定める「2人目以降の徴収基準月額」により算定するものとする。

(2) 入院期間が1箇月未満のものについては、「徴収基準月額」につき、更に次の式により日割計算によつて決定する。ただし、D14階層に属する世帯については、この限りでない。

$$\text{徴収基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 前年分の所得税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては、前々年分の所得税によるものとし、当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては、前年度の市町村民税によることとする。

(4) 未熟児に扶養義務者がいないときは、徴収金額(月額)の決定は、行わないものとする。ただし、当該未熟児本人は市町村民税が課せられている場合は、本人に対し、扶養義務者に準じて徴収金額(月額)を決定するものとする。

第2号様式 (第3条関係)

養育医療給付申請書		ふりがな氏名	性別	男・女	生年月日	年月日
養育医療意見書		在胎週数	(単胎/双胎(胎))		出生時の体重	グラム
1 一般状態		(1) 運動不安、痙攣<けいれん> (2) 運動が異常に少ない				
2 体温		(1) 摂氏34度以下				
3 呼吸器循環		(1) 強度の子アノーゼ持続 (2) アノーゼ発生を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い				
4 消化器		(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上、嘔吐<おうと>が持続 (3) 血性出<と>物がある (4) 血性便がある				
5 黄疸		(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い				
その他の所見(合併症の有無等)						
診療予定期間	平成	年	月	日	から	平成
現在受けている医療	人工換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射					
症状の経過	上記のとおり診断します。					
指定養育医療機関の名称及び所在地	年 月 日					
郵便番号	郵便番号					
電話番号	電話番号					
医療機関コード	医療機関コード					
医師氏名	医師氏名					

確認印

この意見書は、必ず医療機関の事務担当者
に確認してもらってください。

別記第1号様式 (第3条関係)

養育医療給付申請書		ふりがな氏名	男・女	生年月日	年月日
本人	住所	郵便番号			
現在	住所	郵便番号			
扶養義務者	ふりがな氏名	本人との続柄			
被保険者証等の記号及び番号	被保険者等の名称	郵便番号			
希望する指定養育医療機関の名称及び所在地(所在地は本人現在地と同じ場合は省略可能)	電話番号	電話番号			
備考	別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。				
申請者住所	郵便番号				
本人との続柄	⑩				
申請者氏名(自署又は記名押印)	連絡先(電話番号)				
(宛先) 亀岡市長	年 月 日				
申請受付年月日	決定年月日				

記載上の注意

- ・「住所地」欄は、住民票上の住所を記入してください。
- ・「現在地」欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときはその住所を記入してください。
- ・「居住地」欄は、現在所在している住所を記入してください。病者等をしている場合は病者先等を記入してください。

第3号様式 (第4条関係)

養育医療券 (病院・診療所)										
公費負担者番号										
公費負担医療の受給者番号										
被保険者証の記号及び番号									保険者等の名称	
受 療 者	氏 名									
	生年月日									
申 請 者	氏 名									
	生年月日									
	住 所									
指 定 養 育 医 療 機 関	名 称									
	所 在 地									
診 療 予 定 期 間	年	月	日	から	年	月	日	まで		
有 効 期 間	年	月	日	から	年	月	日	まで		
上記のとおり決定します。										
年 月 日										
亀岡市長										
印										

第4号様式 (第5条関係)

養育医療給付継続申請書							
受 療 者 氏 名		男・女	生年月日	年	月	日	
受 給 者 番 号	交 付 年 月 日	年	月	日	今までの有効期間		
継続診療予定期間	年	月	日	から	年	月	日まで
上記のとおり養育医療の継続給付を申請します。							
年 月 日							
申請者住所 郵便番号							
本人との続柄							
申請者氏名 (自署又は記名押印) ④							
連絡先 (電話番号)							
(宛先) 亀岡市長							
				医 師 の 意 見			
継続を必要とする理由及び治療方針							
継続を必要とする期間				年 月 日から 年 月 日まで			
上記のとおり診断します。							
年 月 日							
指定養育医療機関名称 担当医師氏名 ④							
申請受付年月日						決定年月日	

第6号様式 (第9条関係)

移送費申請書	
受療者氏名	受給者番号
担当医師	移送区間
の	移送方法
意見	移送年月日
	移送を必要と認める理由
	費用見積額
年 月 日 指定養育医療機関の所在地 郵便番号 氏 称 電話番号 担当医師名	
やむを得ない理由で事後において申請するときはその理由	
上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者居住地 郵便番号 氏 名 (自署又は記名押印) 電話番号 (宛先) 亀岡市長	
申請受付年月日	決定年月日

第5号様式 (第7条関係)

再交付申請書			
受療者氏名	男・女	生年月日	年 月 日
扶養義務者氏名		本人との続柄	
扶養義務者居住地			
受給者番号	指定養育医療機関名		
申請理由			
医療券を紛失(毀損)しましたので、再交付を申請します。 年 月 日 申請者住所 郵便番号 本人との続柄 申請者氏名 (自署又は記名押印) 連絡先 (電話番号) (宛先) 亀岡市長			
申請受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日

第8号様式 (第9条関係)

移送費請求書	
一金	円也
ただし、(受療者氏名)の移送に要した費用	
内訳	
区間	
移方法	
送年月日	
送金額	
上記のとおり請求します。	
年 月 日	
請求者住所	
氏名	Ⓜ
(宛先) 亀岡市長	
申請受付年月日	

「揭示済」

注 移送の事実を証する書面を添付してください。

第7号様式 (第9条関係)

移送費承認書	
承認番号	受給者番号
承認年月日	生年月日
受療者氏名	男・女
申請者住所氏名	
承認区間	
移方法	
送年月日	
送金額	
指定養育医療機関名	
上記のとおり承認します。	
年 月 日	
亀岡市長	Ⓜ

亀岡市告示第53号

亀岡市社会福祉法人指導監査実施要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に定める社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して、法第56条第1項に基づく検査及び調査（以下「指導監査」という。）を実施するために必要な事項を定めることにより、円滑な指導監査の実施を図り、社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(方針)

第2条 指導監査に当たっては、指導監査の意義及び目的を十分理解し、画一的、形式的な問題の指摘に陥ることがないように配慮するとともに、法人運営の適正化及び自主性の向上のために必要に応じ助言及び指導を行うものとする。

2 指導監査は、法人の指導監査に関する国の法令通知及び過年度の指導監査結果等を考慮し、計画的に実施する。

(監査の種別)

第3条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般指導監査は、年度当初に策定する実施計画に基づき、定期的に現地で実施する。
- (2) 特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として、随時実施す

る。

(関係機関との連携)

第4条 指導監査に当たっては、社会福祉施設等を所管する関係課及び関係機関と密接な連携を図るとともに、実施方法その他の必要な事項について協議及び調整を行うものとする。

(実施方針及び実施計画)

第5条 指導監査は、毎年度実施方針及び実施計画を策定し、これに基づいて実施するものとする。

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、その対象となる法人に対し指定する日までに、別に定める事前資料の提出を求める。

2 市長は、指導監査を実施する旨を実施日の概ね2週間前までにその対象となる法人に通知するものとする。ただし、第3条第2号に規定する特別指導監査については、この限りでない。

(実施体制)

第7条 一般指導監査は、2人以上の職員をもって行う。

2 一般指導監査は、別に定める監査調書に基づき実施するほか、指導監査事項につき関係者から説明を聴取するとともに、必要に応じ追加資料の提出を求め、関係帳簿書類等を実地に確認することにより実施する。

(実施上の留意点)

第8条 指導監査は、懇切丁寧を旨とし、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮する。

2 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、指導に当たっては、具体的に内容を検討して問題の所在を把握し、その要因を解明して適切な指導又は指示を行う。

(結果の講評)

第9条 指導監査結果については、監査終了後、

現地において法人の関係者に対して、講評を行う。

(報告書の作成)

第10条 市長は、指導監査終了後1月以内に指導監査結果報告書を作成し、指導監査を実施した法人に対し、その結果を文書で通知するものとする。

(監査指導後の措置)

第11条 市長は、前条の規定による指導監査結果において、是正又は改善を指示した事項について、指導監査終了後1月以内に指導監査を実施した法人から検証資料を添付した改善報告書の提出を求め、その改善内容を確認するとともに、必要に応じ指導を継続する。

2 市長は、前項の規定により改善内容を確認した結果、特に必要があると認められる法人に対しては、現地に赴いて実地に確認のうえ事後指導を行う。

(指導監査結果の集約)

第12条 指導監査結果は、集約し、以後の指導監査に資するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長 原 哲男	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成25年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすごみ	21,027 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,806 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	324 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	249 t / 年
(イ) ビン類	1,006 t / 年
(ウ) ペットボトル	114 t / 年
(エ) 新聞・雑誌・段ボール・古布類	3,464 t / 年
(オ) 使用済み乾電池	22 t / 年
(カ) 廃蛍光管	2 t / 年
(キ) 生ごみ・食用油	16 t / 年
(ク) スプレー缶・ライター	20 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	317体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	8,209kl / 年
イ 浄化槽汚泥	5,090kl / 年

* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量を除いています。

* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場(委託、以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビ [®] ア亀岡(直営、以下同じ)	
		許可業者			
粗大ごみ	可燃性	家庭系	破碎/エコビ [®] ア亀岡(直営、以下同じ)、 焼却/桜塚クリーンセンター	焼却灰/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場、選別残渣/エコビ [®] ア亀岡	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施設(委託)	選別残渣/民間最終処分場、エコビ [®] ア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	かん類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ [®] ア亀岡、資源化/民間処理施設(委託、以下同じ)	選別残渣/エコビ [®] ア亀岡 再生資源化/民間処理施設	
	びん類		選別/エコビ [®] ア亀岡、資源化/公益法人日本容器包装リサイクル協会(委託)・民間処理施設		
	ペットボトル	委託業者	選別・圧縮・梱包/民間処理施設	再生資源化/民間処理施設	
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	民間業者	/	/	
	使用済み乾電池	(公財)亀岡市環境事業公社	再生資源化/民間処理施設	再生資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	再生資源化/民間処理施設	再生資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
	スプレー缶・ライター	(公財)亀岡市環境事業公社	選別/エコビ [®] ア亀岡	選別残渣/エコビ [®] ア亀岡 再生資源化/民間処理施設	

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田桂士、(株)カンポ、高橋富美雄、南丹清掃(株)、張本安弘、松波将實、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	若宮工場(直営)	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり	若宮工場(直営)	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 3R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換【発生段階における対策】

- ① 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み
 - ア あらゆる機会を利用した体系的な啓発・情報提供
 - イ 食品ロスの解消
 - ウ 耐久消費財等の長期使用の実施
 - エ 環境にやさしい賢い買い物の推進
 - オ リサイクルショップ等の活用
 - カ 民間の環境団体の取り組みに対する支援
 - キ 河川漂着ごみ調査の継続実施
- ② 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み
 - ア マイバック運動の推進
 - イ 簡易包装等の推進
 - ウ 環境にやさしい、賢い買い物の推進
 - エ レジ袋協定の締結
- ③ 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み
 - ア 事業系ごみについての指導
 - イ オフィス町内会等の設置の推進
 - ウ ペーパーレス化の推進
 - エ 社員研修等の実施
 - オ リサイクルループの構築
 - カ ごみ処理手数料の見直しの検討
- ④ 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み
 - ア 環境啓発の推進・支援
 - イ ダンボールコンポスト講座等の開催
 - ウ 学習の場の提供
 - エ 小中学校における環境教育の推進
 - オ 就学前教育の充実
 - カ 施設見学会の開催
 - キ 出前タウンミーティングの開催

- ク 自然体験型環境学習事業の推進
- ⑤ 環境リーダー・環境サポーターの育成に向けた取り組み
 - ア グリーンコンシューマー（環境にやさしい賢い買い物をする消費者）の育成
 - イ 環境学習指導員の育成
 - ウ 環境活動団体（NPO）等の支援
- (2) 協力関係の構築による資源循環システムの充実【排出段階における対策】
 - ① 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み
 - ア 情報発信の充実による意識啓発
 - イ ごみの分け方・出し方パンフレットの作成・配布
 - ウ ごみステーションへの啓発看板の掲示の推進
 - エ 不動産業者等を通じたパンフレット等の配布
 - オ 不適正ごみへの警告ステッカーの貼付
 - カ クリーン推進員制度の活用
 - キ 環境家計簿の普及拡大
 - ク 各種リーフレット・パンフレットの配布
 - ② 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み
 - ア 生ごみ水切りの推進
 - イ 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進
 - ウ エコクッキングの推進
 - エ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機の普及
 - ③ 分別収集の拡充に向けた取り組み
 - ア 資源ごみの更なる分別の徹底
 - イ 分別品目の拡大についての検討
 - ウ 分別精度の向上と資源化の徹底の推進
 - エ 地域におけるごみ分別の取り組み
 - オ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
 - ④ 回収拠点の拡充に向けた取り組み
 - ア 店頭回収・拠点回収の拡充
 - イ 住民団体等による集団回収の拡大
 - ウ 公共施設における拠点回収の拡充
 - ⑤ 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
 - ア 事業所等における環境研修等の実施
 - イ 事業所等への助言・指導の強化
 - ウ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
 - エ 廃棄物処理手数料の適正化
 - ⑥ イベント等による意識啓発の取り組み
 - ア 環境イベント等の開催
 - イ マイバッグ・キャンペーン等の実施

- ウ 環境ポスター・標語等の募集
- エ ごみステーションを活用した意識啓発
- ⑦ ネットワークの構築に向けた取り組み
 - ア 「クリーンかめおか推進会議」の組織拡大
 - イ 環境保全団体等の組織拡大に向けた取り組みに対する支援
 - ウ 地域における集団回収への支援
- ⑧ 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み
 - ア 美化活動や環境保全活動の推進
 - イ 地域清掃活動への支援
 - ウ 環境配慮型イベント等の呼び掛け
- ⑨ その他の取り組み
 - ア 剪定枝等の堆肥化の推進
 - イ 指定ごみ袋の容量の検討
 - ウ フリーマーケット等の開催場所の提供
 - エ 亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムの推進
 - オ グリーン購入の推進
 - カ エコグッズ等の使用拡大
 - キ 粗大ごみの対象品目及び処理手数料の見直し
 - ク 行政と民間の役割分担の見直し
 - ケ 処理困難物の適正処理の推進
- (3) ごみの適正処理に向けた施設・体制の整備
 - ① 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み
 - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
 - イ ごみ集積所の適切な配置と管理の推進
 - ウ 生活弱者に配慮したごみ処理行政の推進
 - エ エコステーションの指定・登録
 - オ 収集体制等の効率化
 - カ 容器包装廃棄物の分別収集の推進
 - キ 小型家電製品の分別収集の検討
 - ク 低公害車の導入検討
 - ② 中間処理体制の充実に向けた取り組み
 - ア 中間処理段階における資源回収の推進
 - イ 廃棄物処理施設の適正な運転の推進
 - ウ 中間処理業者（民間）の活用
 - エ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）の検討
 - オ 事業系の一般廃棄物（可燃性）に関する適正処理の推進
 - ③ 最終処分体制の充実に向けた取り組み
 - ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加

- イ 医王谷エコトピアの適正管理
- ウ 最終処分場の適正な管理（延命化）
- エ 最終処分場の安定的利用の推進
- ④ 既存施設の長寿命化に向けた取り組み
 - ア 桜塚クリーンセンターにおける基幹的設備改良事業等の推進
- ⑤ その他の取り組み（ごみ処理の広域化、進捗状況の点検・評価）
 - ア ごみ処理の広域化についての検討
 - イ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
 - ウ 基金・寄附金の有効活用
- (4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策
 - ① 不法投棄対策のための取り組み
 - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
 - イ 関係機関との連携強化
 - ウ 不法投棄防止のための啓発活動の推進
 - ② 災害廃棄物対策のための取り組み
 - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
 - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	14,694 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系	6,098 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,591 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	136 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡(破砕処理施設)
	不燃性	28 t		戸別	随時	民間処理施設
資源ごみ	カン類	249 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
	ビン類	1,006 t				
	ペットボトル	114 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	新聞・雑誌・段ボール・古布	3,464 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設
	使用済み乾電池	22 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
	廃蛍光管	2 t		拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油	16 t	—	戸別	随時	民間処理施設
スプレー缶・ライター	20 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日(60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	14,694 t/年
	許可業者	6,098 t/年
	その他	520 t/年
残渣の量及び処分方法		2,729 t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	16,000 m ²
	埋立容量	110,000 m ³
	残余容量	86,407 m ³
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,553 t/年
	許可業者	38 t/年
	その他	257 t/年
年間埋立容量		3,486 m ³
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,729 t/年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、稗田野町の各一部又は全部	68,390人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,940人
コミュニティ・プラント	稗田野町の一部（天川）	480人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（大甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,530人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	60人
浄化槽	市内全域	4,930人
その他（委託業者）	市内全域	13,260人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	8,209Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	5,090Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式＋高度処理
	公称能力	114kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	8,209kl/年
	許可業者	5,090kl/年
残渣の量及び処分方法		40t/年（海面埋立処分）

ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	40t/年

「揭示済」

亀岡市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

委託先

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町榎又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
ファミリーマート元禄屋追分町店	亀岡市追分町八ノ坪2番地2	29-6487
(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食料品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
(有)マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
亀屋末永北町店	亀岡市北町30番地	22-0460
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301

委託先

会社名等	住 所	電話番号
(株)サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
ミヅツラ電器	亀岡市新町17番地	22-5856
旬桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
グリーンショップK	亀岡市中矢田町才ノ溝1番地36	24-7311
(株)マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
BEERSおぎた	亀岡市柳町63番地	22-0786
(同) 五葉乃松	亀岡市横町36番地	22-0089
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀旬	亀岡市安町33番地	22-0919
(株)くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
(株)黒川安町店	亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業(株)	亀岡市安町25番地	22-0572
(株)ハートフレンド プレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89番地	29-6801
フードショップイシダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
並河たばこ	亀岡市曾我部町寺広畑31番地	22-0391
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート元禄屋京都学園前店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市稗田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市稗田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市稗田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市稗田野町佐伯大門30番地1	24-2596
(株)大多商店	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市稗田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
稗田野町自治会	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088

委託先

会社名等	住 所	電話番号
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35番地1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
サンクス亀岡大井町店	亀岡市大井町土田1丁目347番1号	23-3985
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
株マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
シミズ薬品(株)ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
株おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
株さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
株ココカラファインヘルスケア ホップス亀岡店	亀岡市大井町並河坂井48番地	25-9333
(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
べとる (マツモト千代川店内)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
株マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
株サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
サンクス亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
浅田商店	亀岡市馬路町前ノ側9番地	23-0367
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440

委託先

会社名等	住 所	電話番号
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
関口電機	亀岡市保津町構ノ内54番地3	22-3224
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
株式会社や木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブシーイレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブシーイレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
都らいぶだいどう	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
株式会社マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀駅前店	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番7号	22-4533
サンクス亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
株式会社石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
サークルK亀岡イトーピア店	亀岡市篠町浄法寺茶葉谷20番地5	22-4546
株式会社ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
サークルK亀岡クニッテル通り店	亀岡市篠町浄法寺中村20番地2	22-3896
株式会社ハートフレンド フレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
株式会社酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
株式会社酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
西川商店	亀岡市篠町見晴3丁目13番6号	23-3423
かっぱや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
デイリーショップヒラノ	亀岡市篠町森下垣内66番地11	23-3132
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
株式会社サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブシーイレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
株式会社マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内製造業等における市内住民の雇用を促進し、ふるさと亀岡の経済の活性化を図るため、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規雇用労働者 次のいずれにも該当する労働者をいう。
 - ア 事業主に直接雇用される者であって、当該事業主と期間の定めがない労働契約を締結していること。
 - イ 当該事業所において正規の従業員として位置づけられていること。
 - ウ 社会通念に照らして、かつ、同一企業の他の職種等の正規の従業員と比較して、当該労働者の雇用形態、賃金体系等が正規の従業員として妥当なものであること。
 - エ 雇用保険の被保険者であること。
 - オ 社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること。
- (2) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する

法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者をいう。

(交付対象)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者(以下「事業者」という。)が、次条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)を雇用した場合に交付するものとする。

- (1) 亀岡市内で事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって、次に掲げる事業を営む者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する適用事業を行う者に限る。)。ただし、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員を有する事業者については、この限りでない。
 - ア 製造業(統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)に規定する日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。))において製造業に分類される産業をいう。)
 - イ 情報関連産業(日本標準産業分類において情報サービス業に分類される産業をいう。)
 - ウ 自然科学研究所(日本標準産業分類において自然科学研究所に分類される産業をいう。)
 - エ 前各号に定めるもののほか市長が特に認める事業
- (2) 助成金の申請時の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)において、亀岡市企業立地促進条例(平成17年亀岡市条例第22号)第6条に規定する雇用促進奨励金の交付対象となっていない事業者
- (3) 市税の納付義務があり、かつ、滞納のな

い事業者

(対象労働者)

第4条 助成金の交付の対象となる労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間に雇用された正規雇用労働者
- (2) 雇用開始日（雇用保険加入日をもって雇用開始日とする。以下同じ。）から6月以上亀岡市に住所を有する者であること。
- (3) 対象労働者として事業者から第6条の規定により申請されたことがない者であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象労働者1人に対し、200,000円とし、事業者が対象労働者を雇用開始日から6月以上継続して雇用した場合に、対象労働者1人目から助成金を交付する。

2 対象労働者が障害者である場合は、前項の額に100,000円を加算して交付する。

3 対象労働者が、亀岡市内の中学校、高等学校又は大学の卒業者であって、かつ、雇用開始日においてその満年齢が40歳未満である場合は、ふるさと加算として第1項の額に80,000円を加算して交付する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付申請（請求）書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象労働者名簿
- (2) 対象労働者の雇用保険加入証の写し
- (3) 対象労働者の住民票の写し（申請書の提出日前1月以内に発行されたものに限る。）

(4) 第5条第3項の卒業者にあつては、当該卒業者の卒業証書の写し又は卒業証明書

(5) 申請者の市税完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、雇用開始日から6月を経過した日から1月以内に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、その適否を交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請又は不正な行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別記第1号様式（第6条関係）

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付申請（請求）書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

（申請者）住 所

事業所名

代表者名

㊟

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱第6条の規定に基づき、当該助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業者調書（中小企業基本法第2条に基づく）

資本金又は出資金の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 申請・請求

助成金交付申請額	金	円
助成金対象労働者数		人
助成金の算定調書	別紙（亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金調書）のとおり	

○助成金は、交付決定後に下記口座へ振込みをお願いします。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

（別紙） 亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金調書

事業所 申請

	対象労働者	住 所	雇用開始日	正規 200,000円	加算額		計	備 考
					障害者 100,000円	ふるさと加算		
						80,000円		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計								

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金 対象労働者名簿

フリガナ	雇用保険番号				
氏名				性別	
住所					
生年月日	昭和 平成	年	月	日	年齢 満 歳
雇用開始日	昭和 平成	年	月	日	
雇用形態					

履歴（ふるさと加算のみ記入）

卒業年月日	学校名（亀岡市内の学校のみ記入）	
	亀岡市立	中学校
	京都府立	高等学校
		大学

特記事項

フリガナ	雇用保険番号				
氏名				性別	
住所					
生年月日	昭和 平成	年	月	日	年齢 満 歳
雇用開始日	昭和 平成	年	月	日	
雇用形態					

履歴（ふるさと加算のみ記入）

卒業年月日	学校名（亀岡市内の学校のみ記入）	
	亀岡市立	中学校
	京都府立	高等学校
		大学

特記事項

第2号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請の亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金については、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及び亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱（平成25年亀岡市告示第57号）に基づき下記のとおり決定します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決定

助成金交付額 金 円

2 却下

理由

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

「揭示済」

亀岡市告示第58号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、
 亀岡市ごみ処理基本計画を定めたので、亀岡市循環型社会推進条例第13条第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「掲示済」

亀岡市告示第59号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「第3条」を「第5条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

予防接種の種類		助成額
四種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）		10,500円
四種混合（テトラビック皮下注シリンジ）		10,605円
三種混合		5,219円
二種混合	第1期	5,593円
	第2期	4,001円
不活化ポリオ		9,398円
麻しん風しん混合	第1・2期	11,030円
麻しん	第1・2期	9,261円
風しん	第1・2期	7,602円
日本脳炎		6,697円
H i b		8,400円

小児用肺炎球菌		10,815円
子宮頸がん予防		15,260円
BCG		8,484円
インフルエンザ		3,232円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	4,232円

備考 医療機関に支払った費用が助成額を下回る場合は、医療機関に支払った費用とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第60号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路 線 名	起	点
		終	点
04098	夫婦池団地2号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番44先	
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番132先	
01296	西向林岸ノ上1号線	亀岡市古世町西向林24番1先	
		亀岡市古世町西向林16番53先	
01297	西向林岸ノ上2号線	亀岡市古世町西向林20番1先	
		亀岡市中矢田町岸ノ上1番1先	
01298	西向林岸ノ上3号線	亀岡市古世町西向林16番53先	
		亀岡市中矢田町岸ノ上1番26先	
01299	西向林岸ノ上4号線	亀岡市古世町西向林16番21先	
		亀岡市古世町西向林16番22先	

01300	西向林岸ノ上5号線	亀岡市中矢田町岸ノ上1番46先 亀岡市古世町西向林16番1先
13075	萬年砂取線	亀岡市馬路町萬年42番7先 亀岡市馬路町砂取25番1先
14035	山ノ神才慶線	亀岡市旭町山ノ神121番先 亀岡市旭町才慶100番先
14036	才慶年角線	亀岡市旭町才慶113番先 亀岡市旭町年角100番先
14037	杉屋賀線	亀岡市旭町寺畑100番先 亀岡市旭町土井ケ芝129番地
15059	国分6号線	亀岡市千歳町国分西垣内1番1先 亀岡市千歳町国分柳ケ辻19番1
15060	観音俣下三日市線	亀岡市千歳町千歳観音俣1番5先 亀岡市馬路町下三日市28番1先
15061	稲上御所垣内線	亀岡市千歳町千歳後田25番先 亀岡市千歳町千歳後田109番先
16045	下島1号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮66番先 亀岡市河原林町勝林島雲宮103番先
16046	高野垣内曙線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内37番1先 亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先
16047	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番1先 亀岡市河原林町河原尻清水106番先
16048	清水綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田107番先 亀岡市河原林町河原尻下五丹45番先
16049	下平田三ツ樋線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番先 亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番先

「揭示済」

 亀岡市告示第61号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成25年4月6日から

平成25年4月19日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04098	夫婦池団地2号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番44先	77.90m	5.35m
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番132先		5.35m
01296	西向林岸ノ上1号線	亀岡市古世町西向林24番1先	88.30m	6.00m
		亀岡市古世町西向林16番53先		6.00m
01297	西向林岸ノ上2号線	亀岡市古世町西向林20番1先	365.46m	5.30m
		亀岡市中矢田町岸ノ上1番1先		17.15m
01298	西向林岸ノ上3号線	亀岡市古世町西向林16番53先	156.12m	6.00m
		亀岡市中矢田町岸ノ上1番26先		6.00m
01299	西向林岸ノ上4号線	亀岡市古世町西向林16番21先	88.06m	6.00m
		亀岡市古世町西向林16番22先		6.00m
01300	西向林岸ノ上5号線	亀岡市中矢田町岸ノ上1番46先	67.70m	6.00m
		亀岡市古世町西向林16番1先		12.00m
13075	萬年砂取線	亀岡市馬路町萬年42番7先	515.42m	3.80m
		亀岡市馬路町砂取25番1先		8.20m
14035	山ノ神才慶線	亀岡市旭町山ノ神121番先	153.00m	5.90m
		亀岡市旭町才慶100番先		8.00m
14036	才慶年角線	亀岡市旭町才慶113番先	204.00m	5.50m
		亀岡市旭町年角100番先		6.50m
14037	杉屋賀線	亀岡市旭町寺畑100番先	487.00m	6.00m
		亀岡市旭町土井ケ芝129番地		14.30m
15059	国分6号線	亀岡市千歳町国分西垣内1番1先	75.00m	3.00m
		亀岡市千歳町国分柳ケ辻19番1		6.00m
15060	観音俣下三日市線	亀岡市千歳町千歳観音俣1番5先	672.26m	3.02m
		亀岡市馬路町下三日市28番1先		14.00m
15061	稲上御所垣内線	亀岡市千歳町千歳後田25番先	218.00m	4.50m
		亀岡市千歳町千歳後田109番先		13.00m
16045	下島1号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮66番先	192.65m	1.74m
		亀岡市河原林町勝林島雲宮103番先		7.00m

16046	高野垣内曙線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内37番1先	195.33m	1.72m
		亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先		7.00m
16047	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番1先	664.61m	1.86m
		亀岡市河原林町河原尻清水106番先		15.00m
16048	清水綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田107番先	625.68m	2.50m
		亀岡市河原林町河原尻下五丹45番先		10.00m
16049	下平田三ツ樋線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番先	289.96m	2.01m
		亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番先		11.00m

「揭示済」

亀岡市告示第62号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成25年4月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成25年4月6日から平成25年4月19日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
04098	夫婦池団地2号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番44先	77.90m	5.35m
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番132先		5.35m
01296	西向林岸ノ上1号線	亀岡市古世町西向林24番1先	88.30m	6.00m
		亀岡市古世町西向林16番53先		6.00m
01297	西向林岸ノ上2号線	亀岡市古世町西向林20番1先	269.64m	6.00m
		亀岡市中矢田町岸ノ上1番1先		6.00m
01298	西向林岸ノ上3号線	亀岡市古世町西向林16番53先	156.12m	6.00m
		亀岡市中矢田町岸ノ上1番26先		6.00m

01299	西向林岸ノ上4号線	亀岡市古世町西向林16番21先	88.06m	6.00m
		亀岡市古世町西向林16番22先		6.00m
01300	西向林岸ノ上5号線	亀岡市中矢田町岸ノ上1番46先	67.70m	6.00m
		亀岡市古世町西向林16番1先		12.00m
13075	萬年砂取線	亀岡市馬路町萬年42番7先	515.42m	3.80m
		亀岡市馬路町砂取25番1先		8.20m
14035	山ノ神才慶線	亀岡市旭町山ノ神121番先	153.00m	5.90m
		亀岡市旭町才慶100番先		8.00m
14036	才慶年角線	亀岡市旭町才慶113番先	204.00m	5.50m
		亀岡市旭町年角100番先		6.50m
14037	杉屋賀線	亀岡市旭町寺畑100番先	487.00m	6.00m
		亀岡市旭町土井ケ芝129番地		14.30m
15059	国分6号線	亀岡市千歳町国分西垣内1番1先	75.00m	3.00m
		亀岡市千歳町国分柳ケ辻19番1		6.00m
15060	観音俣下三日市線	亀岡市千歳町千歳観音俣1番5先	672.26m	3.02m
		亀岡市馬路町下三日市28番1先		14.00m
15061	稲上御所垣内線	亀岡市千歳町千歳後田25番先	218.00m	4.50m
		亀岡市千歳町千歳後田109番先		13.00m
16045	下島1号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮66番先	192.65m	1.74m
		亀岡市河原林町勝林島雲宮103番先		7.00m
16046	高野垣内曙線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内37番1先	195.33m	1.72m
		亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先		7.00m
16047	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番1先	664.61m	1.86m
		亀岡市河原林町河原尻清水106番先		15.00m
16048	清水綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田107番先	625.68m	2.50m
		亀岡市河原林町河原尻下五丹45番先		10.00m
16049	下平田三ツ樋線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番先	289.96m	2.01m
		亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番先		11.00m

「揭示済」

亀岡市告示第63号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
13074	萬年三日市線	亀岡市馬路町萬年42番地の7先 亀岡市千歳町千歳狐田31番地の1先
15048	三反田線	亀岡市千歳町千歳観音俣1番地の5先 亀岡市千歳町千歳三反田8番地の1先
16027	下島1号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮66番地先 亀岡市河原林町勝林島小坂1番地先
16038	北垣内田中線	亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番地先 亀岡市河原林町河原尻三ツ樋9番地の1先
16039	清水綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内59番地の2先 亀岡市河原林町河原尻下五丹45番地先
16040	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番地の1先 亀岡市河原林町河原尻高野垣内55番地先
16041	高野垣内曙線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内24番地先 亀岡市河原林町河原尻高野垣内28番地先

「揭示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1113-23005

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成25年3月13日
- 3 無効になる日
 平成25年4月12日

「揭示済」

亀岡市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 平田 聡
- 2 変更年月日
 平成25年4月1日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 伊豆田 貢久
- 2 変更年月日
 平成25年4月1日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 春木 二三男

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島下島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 柏尾 寿和

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大ヶ谷 宗一

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町東町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 福島 利之
- 2 変更年月日
平成25年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「三宅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 山本 昇吾
- 2 変更年月日
平成25年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

「北古世町自治会」

- 1 主たる事務所所在地の変更
 - (1) 省略
 - (2) 変更年月日 平成25年4月1日
- 2 代表者の変更
 - (1) 代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 西島 弘善
 - (2) 変更年月日
平成25年4月1日
 - (3) 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-12056

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年4月15日

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「出雲区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 杉崎 六男
- 2 変更年月日
 平成25年4月1日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「山階区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 田中 喜代嗣
- 2 変更年月日
 平成25年4月1日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「柳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 西嶋 秀樹
- 2 変更年月日
平成25年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「横町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 橋本 修身
- 2 変更年月日
平成25年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「神前区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 森 定雄
- 2 変更年月日
平成25年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松本 重信

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 清二

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 伊津 哲

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 桂 忠之

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1915-41028

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年4月17日

「揭示済」

亀岡市告示第84号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-11068

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年6月1日

3 無効になる日

平成25年4月19日

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から生じる。

平成25年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地	番	付	記
篠町篠合戦野	4			
"	4の1			
"	4の2			
"	5			
"	6の1			
"	7			
"	9の乙			
"	24の1			
"	24の2			
"	24の乙			
"	24の丙			
"	25の1			
"	25の2			
"	29の4			
"	29の5			
"	30			
"	30の1			
"	30の2			
"	31			
"	32の1			
"	32の3			
"	32の4			
"	32の5			
"	32の乙			
"	32の丙			
"	43の10			
篠町篠牧田	1の1			
"	2			
"	3			

町	地	番	付	記
篠町篠牧田	4			
"	4の乙			
"	5の1			
"	5の2			
"	6の1			
"	6の2			
"	7			
"	8			
"	9			
"	10			
"	11			
"	12			
"	14			
"	15			
"	16			
"	17			
"	18			
"	19			
"	20			
"	21の1			
"	21の2			
"	22の1			
"	22の2			
"	23			
"	24			
"	25			
"	26			
"	27			
"	28			
"	29			
"	30の1			

町	地番	付記
篠町篠牧田	30の2	
"	31	
"	32	
"	33	
"	34の1	
"	35の1	
"	36の1	
"	36の2	
"	38の2	
"	38の4	
"	55の3	
"	57の1	
"	58	
"	59の1	
"	59の2	
"	60の1	
"	60の2	
"	61	
"	62の1	
"	62の2	
"	62の3	
"	63の1	
"	63の2	
"	64の1	
"	64の2	
"	65	
"	66	
"	67	
"	68の1	
"	68の2	
"	69の1	

町	地番	付記
篠町篠牧田	69の2	
"	70	
"	71の1	
"	72の1	
"	74	
"	75	
"	76の1	
"	76の2	
"	77の1	
"	78の1	
"	78の2	
"	79	
篠町篠松ヶ池	1の10	
"	2の5	一部
"	10の1	"
"	11の1	"
"	11の2	
篠町篠芦原	55の4	
"	55の6	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路の一部をもって篠町夕日ヶ丘三丁目を設定する。

町	地番	付記
篠町篠松ヶ池	2の5	一部
"	9の3	
"	10の1	一部
"	11の1	"

上記の土地及びその土地に介在する水路を篠町夕日ヶ丘一丁目に変更する。

備考 地番は、平成25年1月22日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第86号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月23日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0901-12005

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年4月23日

「揭示済」

亀岡市告示第87号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1112-81047

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成25年2月28日
- 3 無効になる日
 平成25年4月26日

「揭示済」

亀岡市告示第88号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-61038

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年4月30日

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 津末 高志

2 変更年月日

平成25年4月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 健夫

2 変更年月日

平成25年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小棚 茂

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西山 行雄

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 日下部 健

2 変更年月日

平成25年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 並河 包恭

2 変更年月日

平成25年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 曾根 良一

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 高屋 輝雄

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 安藤 正行

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 奥 康伸

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 上岡 浩介

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「学ヶ丘区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成25年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 出野 増男

(2) 変更年月日

平成25年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大石 昌弘

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 成田 俊明

2 変更年月日

平成25年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「畑野町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 安

2 変更年月日

平成25年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 利隆

2 変更年月日

平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成25年4月20日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 畑 憲雄

(2) 変更年月日

平成25年4月20日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年4月30日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 良孝

2 変更年月日

平成25年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市情報化の推進に関する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市情報化の推進に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高度な情報通信技術を行政運営に有効に活用し、市民の利便性の向上、事務の効率化・高度化及び行政の透明性の向上を図るため、情報化の推進体制、情報システムの導入及び利用並びに情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 ネットワーク、情報システム、電子情報、入出力帳票及びシステム関連文書をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）をいう。
- (3) 情報システム 電子計算機、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性

(許可された者だけが利用できる状態であることをいう。)、完全性（破壊、改ざん又は消去されていない状態であることをいう。）及び可用性（許可された者が必要な時に利用できる状態であることをいう。）を維持することをいう。

(最高情報統括責任者)

第3条 本市における情報化を総合的かつ統一的に推進するため、情報化に関する責任者として最高情報統括責任者を置き、総務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

2 最高情報統括責任者は、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 情報化に関する調査、研究及び計画の立案に関する事務
- (2) ネットワーク及び情報システムの管理に関する事務
- (3) 情報システムの効率的な導入及び利用に関する事務
- (4) 情報セキュリティ対策に関する事務
(情報統括管理者)

第4条 最高情報統括責任者を補佐し、市における情報化を推進するため、情報統括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 情報統括管理者は、最高情報統括責任者の命を受け、次に掲げる事務を行う。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事務
- (2) 情報責任者に対する技術的な助言に関する事務
(情報責任者)

第5条 部等における情報化を推進するため、情報責任者を置き、部長（亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）第1条に定める室及び部の長並びにこれに相当する職にある者をいう。）をもって充てる。

2 情報責任者は、所管する部等における第3条第2項各号に掲げる事務を行う。

(情報管理者)

第6条 課等における情報化を推進するため、情報管理者を置き、課長（亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）第2条に定める課の長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）をもって充てる。

2 情報管理者は、情報責任者の命を受け、所管する課等における第3条第2項各号に掲げる事務を行う。

（ネットワーク管理者）

第7条 情報統括管理者を補佐し、本市のネットワーク及び情報システムの適正な管理を図るため、ネットワーク管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 ネットワーク管理者は、情報統括管理者の命を受け、次に掲げる事務を行う。

(1) 亀岡市地域イントラネット（以下「イントラネット」という。）の管理及び情報セキュリティ対策に関する事務

(2) イン트라ネットを使用して構築された情報システムの総括的な管理及び情報セキュリティ対策に関する事務

(3) 情報管理者及びシステム業務管理者に対する技術的な助言に関する事務

（システム業務管理者）

第8条 情報システムの適正な管理及び情報セキュリティ対策を図るため、システム業務管理者を置き、情報システムに係る業務を所管する課長をもって充てる。

2 システム業務管理者は、情報責任者の命を受け、所管する情報システムに係る調達、開発及び管理並びに情報セキュリティ対策に関する事務を行う。

（情報化推進委員会）

第9条 情報化に関する重要事項を協議し、総合的な調整を行うため、情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、最高情報統括責任者、情報統括管理者及び情報責任者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、最高情報統括責任者をもって充て、委員会を統括する。

5 副委員長は、情報統括管理者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（検討部会の設置）

第10条 情報化の推進に関する調査研究及び検討を行うため、委員会に複数の検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、ネットワーク管理者並びにシステム業務管理者及び情報管理者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

（ワーキング会議）

第11条 情報化の推進に関する詳細な調査研究を行わせるため、部会にワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議は、部会員の属する課の職員のうちから部会員が指名する者をもって組織する。

3 ワーキング会議は、部会長が招集し、ワーキング会議の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が座長となる。

（委員会等の庶務）

第12条 委員会、部会及びワーキング会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（情報システム最適化指針）

第13条 最高情報統括責任者は、情報システムの効率的な導入及び利用を図るため、次に掲げる事項に関する指針（以下「情報システム最適化指針」という。）を定めるものとする。

- (1) 市民の利便性の向上、事務の効率化・高度化及び費用対効果に関すること。
- (2) 情報システムで処理する業務の見直しに関すること。
- (3) その他情報システムの効率的な導入及び利用に関すること。

（情報システムの導入等）

第14条 課長は、所管業務に係る情報システムを企画しようとするときは、情報システム最適化指針に適合したのものとするとともに、最高情報統括責任者に協議し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定は、システム業務管理者が所管する情報システムの改修又は更新をしようとする場合について準用する。

（情報セキュリティ対策基準）

第15条 情報セキュリティ対策の統一的な基準を示すため、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定するものとする。

2 対策基準は、想定される脅威に対し、情報資産の重要性に応じて、次に掲げる対策について定める。

- (1) 情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項並びに教育及び啓発等の人的な対策
- (2) サーバ等、電子計算機室等、通信回線等及びパソコン等の端末の管理についての物理的な対策
- (3) 電子計算機等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的対策
- (4) 情報システムの監視、情報セキュリティ

ポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策

- (5) 情報資産への侵害が発生した場合等における迅速かつ適切に対応するための緊急時の対策
- (6) 前各号に掲げる対策のほか情報セキュリティ確保のために必要な対策

3 対策基準は、情報セキュリティ対策の実施状況、情報通信技術の進歩その他の社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

（情報セキュリティ実施手順）

第16条 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、情報セキュリティ対策基準に基づき、所管するネットワーク及び情報システムにおける情報セキュリティ対策を実施するための具体的な基準を定めた情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（亀岡市行政情報化推進委員会設置要綱の廃止）

2 亀岡市行政情報化推進委員会設置要綱（平成13年亀岡市訓令第1号）は、廃止する。

（亀岡市情報セキュリティ運用管理規程の一部改正）

3 亀岡市情報セキュリティ運用管理規程（平成16年亀岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

「ネットワーク統括管理者」を「情報統括

管理者」に、「システム管理者」を「システム業務管理者」に、「セキュリティ統括責任者」を「情報責任者」に、「セキュリティ責任者」を「情報管理者」に改める。

第3条を次のように改める。

(組織体制)

第3条 本市における情報セキュリティ対策は、亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）第3条から第8条までに規定する組織体制により行うものとする。

(亀岡市USBメモリ等取扱要綱の一部改正)

4 亀岡市USBメモリ等取扱要綱（平成23年亀岡市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

「セキュリティ責任者」を「情報管理者」に改める。

公 告

亀岡市公告第16号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年4月11日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

川東第24-1号 川東浄化センターソーラーパネル等設置工事

(2) 工事場所 亀岡市河原林町勝林島地内

(3) 工事種別 電気工事

(4) 工事概要

太陽電池パネル 432枚

パワーコンディショナ 1台

計測監視装置 1式

表示装置 1台

その他付帯設備 1式

(5) 予定価格 66,916,500円

(入札書比較金額63,730,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年9月28日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金

額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「電気工事」で登録された者であり、特定建設業の許可を受け、電気又は機械器具設置の種目の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値(P点)が800点以上の市内業者、又は特定建設業の許可を受け、電気又は機械器具設置の種目の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値(P点)が1,000点以上の市外業者。

なお、入札参加は単体として、共同企業体は認めない。

- (2) 京都府内に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等があること。
 (3) 主任(監理)技術者として、電気工事の施工実績を有し、特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
 (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
 (2) 配置予定技術者調書(様式2)
 ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満

たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 類似工事施工実績書(様式3)

※ 類似する工事施工実績について記載すること。また、工事(業務)実績証明書又はそれに代わる書面(契約書等)の写しを添付すること。(コリンズの登録ページの写し可)

(4) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(写し)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年4月11日(木) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年4月11日(木) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年4月16日(火) 午前9時から午後5時まで 平成25年4月17日(水) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年4月18日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年4月15日(月) 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年4月22日(月) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年4月24日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年5月7日(火) 午前9時から午後5時まで 平成25年5月8日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年5月9日(木) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成25年4月16日

亀岡市長 栗山正隆

土地改良事業の名称	工事完了年月日
亀岡市営土地改良事業 災害復旧事業（事業報告23農林第1335号）	平成24年3月28日
亀岡市営土地改良事業 災害復旧事業（事業報告24国第1016号）	平成24年11月19日
亀岡市営土地改良事業 災害復旧事業（事業報告24国第1016号）	平成24年12月26日

「揭示済」

亀岡市公告第18号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、平成25年5月1日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 市道名 市道土田3丁目5号線
- 2 場所 亀岡市大井町土田3丁目地内
- 3 物件名 日産 GTクルーズ 黒

「揭示済」

亀岡市公告第19号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、平成25年5月1日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

分する。

平成25年4月17日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 市道名 篠側道支線4号線
- 2 場所 亀岡市篠町森前山地内
- 3 物件名 トヨタ カローラフィールダー 黒

「揭示済」

亀岡市公告第20号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号及び工事名
24教第6号（仮称）亀岡市立亀岡幼稚園建設工事（建築）
 - (2) 工事場所 亀岡市大井町並河地内
 - (3) 工事種別 建築一式工事
 - (4) 工事概要
幼稚園新築工事に係る建築工事 一式
同 昇降機設備工事 一式
 - (5) 予定価格 390,705,000円
(入札書比較金額 372,100,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年7月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。なお、中間前金払については、平成25年度においては請求できない。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場

代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

※(1)～(3)については、平成25年5月1日（水）午前9時から平成25年5月2日（木）午後5時までの間（閉庁時間は除く）に、亀岡市役所3階契約検査課まで持参すること。入札参加資格審査結果については、電子入札システムにおける指名通知の送信をもって参加資格があるものとし、指名通知後の入札執行は電子入札システムによって行う。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年4月24日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年4月24日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年5月1日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年5月2日（木） 午前9時から午後5時まで	亀岡市役所3階契約検査課まで持参
入札参加確認通知の送付	平成25年5月7日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	指名通知をもって競争参加資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年4月26日（金） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年5月10日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年5月14日（火）	共通事項5のとおり

入札期間	平成25年5月21日(火) 午前9時から午後5時まで 平成25年5月22日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年5月23日(木) 午後3時00分	電子入札システムによる

(注) 通知後に開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」とし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第21号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

24教第9号 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（I期）

(2) 工事場所 亀岡市馬路町地内

(3) 工事種別 建築一式工事

(4) 工事概要

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（I期）

・絆空間・ホームルーム棟新築工事に係る建築工事 一式

・上記に係る外構等の付帯工事 一式

(5) 予定価格 748,335,000円

（入札書比較金額 712,700,000円）

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月17日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が

50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。なお、亀岡市公共工事の前金払に関する取扱要領及び亀岡市公共工事中間前金払制度事務取扱要領により、その限度額は300,000,000円とする。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者3社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であるこ

と。

- (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件
ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

- (4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
(3) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物

に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

※(1)～(3)については、平成25年5月1日（水）午前9時から平成25年5月2日（木）午後5時までの間（閉庁時間は除く）に、亀岡市役所3階契約検査課まで持参すること。入札参加資格審査結果については、電子入札システムにおける指名通知の送信をもって参加資格があるものとし、指名通知後の入札執行は電子入札システムによって行う。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年4月24日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年4月24日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年5月1日(水) 午前9時から午後5時まで 平成25年5月2日(木) 午前9時から午後5時まで	亀岡市役所3階契約検査課まで持参
入札参加確認通知の送付	平成25年5月7日(火) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	指名通知をもって競争参加資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年4月26日(金) 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年5月10日(金) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年5月14日(火)	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年5月21日(火) 午前9時から午後5時まで 平成25年5月22日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年5月23日(木) 午後1時00分	電子入札システムによる

(注) 通知後に開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。

(5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」とし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。

(6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第22号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

24教第12号 亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事（③棟）建築

(2) 工事場所 亀岡市内丸町地内

(3) 工事種別 建築一式工事

(4) 工事概要

耐震補強及び大規模改修工事

・耐震補強工事

（鉄骨ブレス増設 20箇所）

・大規模改修工事（内外装改修）

・外構工事（学級園移設 囲障設置）

(5) 予定価格 316,260,000円

（入札書比較金額 301,200,000円）

(6) 工期 契約日の翌日から平成27年1月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が

50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。なお、中間前金払については、平成25年度においては請求できない。

(10) 最低制限価格 採用

※詳細な設計図書については、平成25年5月7日（火）午後5時から平成25年5月20日（月）までの間（閉庁日、閉庁時間を除く）、亀岡市役所3階契約検査課にて、参加申請のあった特定建設工事共同企業体の代表者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」

に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものと

し、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

※(1)～(3)については、平成25年5月1日（水）午前9時から平成25年5月2日（木）午後5時までの間（閉庁時間は除く）に、亀岡市役所3階契約検査課まで持参すること。入札参加資格審査結果については、電子入札システムにおける指名通知の送信をもって参加資格があるものとし、指名通知後の入札執行は電子入札システムによって行う。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年4月24日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年4月24日（水） 午後3時から ※詳細な設計図書 平成25年5月7日（火） 午後5時から 平成25年5月20日（月） 午後5時15分まで （閉庁日・閉庁時間は除く）	共通事項2のとおり ※詳細な設計図書 亀岡市役所3階契約検査課において共同企業体代表者に配布
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年5月1日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年5月2日（木） 午前9時から午後5時まで	亀岡市役所3階契約検査課まで持参
入札参加確認通知の送付	平成25年5月7日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	指名通知をもって競争参加資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年4月26日（金） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年5月10日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年5月14日（火）	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年5月21日（火） 午前9時から午後5時まで 平成25年5月22日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年5月23日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 通知後に開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」とし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

上田正昭

亀岡市の生涯学習によるまちづくり推進にかか
る亀岡市学術顧問に委嘱します

任期は平成26年3月31日までとします

(各 通)

関本孝一

中澤基行

亀岡市監査委員に選任します

六島明伸

曾我部山林管理委員会委員に任命します

上原久晴

亀岡市市医に委嘱します

田中義雄

亀岡市農業委員会委員に選任します

河窪恭子

隅田盛和

(各 通)

俣野健二

吉見弓子

内藤 暁

財団法人亀岡市福祉事業団理事の委嘱を解きま
す

塩見みさ子

財団法人亀岡市福祉事業団監事の委嘱を解きま
す

植木孝宜

大島知子

加藤啓一郎

金子義雄

佐藤俊之

(各 通)

佐藤英夫

調 幸治

調 早苗

瀬尾 博

十倉佳史

奈良武史

温井雅紀

(各 通)

三 山 将 成
 山 川 昭 子
 米 原 亨
 市 川 章
 浦 田 眞 幸
 安 達 整 実
 小 林 篤 史
 今 野 道 子
 稲 葉 照 美
 松 田 純 子
 吉 田 咲 稚 子
 中 西 淳 子
 日 野 原 惠 子
 廣 野 正 子
 桃 井 満 壽 子
 市 川 益 代
 伊 藤 令 子
 小 早 川 広 恵
 竹 岡 惠 子
 中 嶋 啓
 中 村 隆 子
 廣 田 紀 美 子
 藤 原 照 代

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
 任期は平成27年3月31日までとします
 平成25年4月1日

竹 岡 敏
 亀岡市教育委員会委員に任命します
 平成25年4月2日

相 馬 政 弘
 亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は平成26年9月4日までとします
 平成25年4月3日

廣 瀬 敏 博
 亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま
 す

平成25年4月4日

井 上 耕 作
 (各 通) 福 井 英 昭
 藤 本 弘

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます
 平成25年4月18日

小 島 義 秀
 (各 通) 齊 藤 一 義
 日 高 省 子

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は平成26年9月4日までとします
 平成25年4月19日

大 迫 徹
 佐 藤 英 夫
 竹 林 亜 樹
 中 西 淳 子
 林 太 一
 森 戸 俊 典
 (各 通) 永 井 秀 之
 鎌 田 幸 恵

瀬 尾 博
 寺 田 直 人
 徳 川 輝 尚
 山 内 節 子
 湊 雅 代
 日 野 原 惠 子
 亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員
 に委嘱します
 任期は平成27年3月31日までとします
 平成25年4月23日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年4月19日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部</p> <p>ア こども福祉課</p> <p>(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度の市有地占用料の収入未済分が調定されていなかった。</p> <p>財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 市有地占用料において、年度途中で占用許可申請があった納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(ウ) 民間社会福祉施設に対する長時間保育助成金において、補助申請に必要な書類が添付されていなかった。</p> <p>社会福祉法人の助成に関する条例及び補助</p>	<p>規程に基づき、過年度収入（前年度市有地占用料）の収入未済分に係る調定・収入の事務処理を行うこととした。</p> <p>納入通知書の納期限について、規定に基づき適正な処理を行うこととした。</p> <p>規定に基づき、前年度決算書等の必要書類を補助申請書類に添付した。</p>

金等交付規則には、申請手続きに必要な書類が規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 社会福祉課

(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度のくらしの資金貸付金滞納繰越分の収入未済分の一部が調定されていなかった。

財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) セーフティネット支援対策事業において、賃金の支払いが定められた期日を超える日のものがあつた。

労働基準法には、賃金は毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 生活保護費返還金の収入事務において、出納員その他の会計職員でないものが現金を取り扱っていた。

地方自治法には、会計管理者の事務（現金の出納及び保管）を補助させるため出納員その他の会計職員を置き、出納員その他の会計職員は普通地方公共団体の長がこれを命ずると定められている。

現金を取り扱う場合は、規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 高齢福祉課

(ア) 機能訓練負担金及び介護予防事業一部負担金において、一部の納入通知書の納期限が記載されていなかった。

地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。

未調定分については、平成24年11月1日に調定更正を行った。

本来、平成24年7月17日に支払うべきものであるが支払時期を誤っていたものであり、平成24年8月9日に支払を行った。以降についても適正に事務処理を行った。

「出納員及びその他の会計職員設置規則」の改正（平成25年4月1日施行予定）を行い、今後適正な事務処理を行うよう措置した。

納期限の記載を徹底するよう措置した。

<p>納入通知書に納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 介護予防事業一部負担金の収入事務において、出納員その他の会計職員でないものが現金を取り扱っていた。</p> <p>地方自治法により、会計管理者の事務（現金の出納及び保管）を補助させるため出納員その他の会計職員を置き、出納員その他の会計職員は普通地方公共団体の長がこれを命ずると定められている。</p> <p>現金を取り扱う場合は、規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>利用者による個別入金に改めた。</p>
--	------------------------

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成25年4月25日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

1 監査の種類

平成25年度随時監査

2 監査の対象

平成24年度末現在の次の棚卸状況について

- (1) 会計課管理の物品（物品調達基金）
- (2) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (3) 市立病院の医薬品・診療材料

3 監査実施日

平成25年4月5日（金）

4 監査の結果

会計課管理の物品、上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の残高数量を抽出により関係帳簿と突合するとともに、保管状況について監査を実施したところ、棚卸状況は適正であった。

なお、監査執行の過程において、関係書類等で気付いた軽易な事項については、適宜指導したところである。

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

西垣逸郎

亀岡市立亀岡小学校医に委嘱します

藤原史博

亀岡市立安詳小学校医に委嘱します

佐藤英夫

亀岡市立東別院小学校医に委嘱します

東原博司

亀岡市立西別院小学校医に委嘱します

東原博司

亀岡市立曾我部小学校医に委嘱します

佐藤俊之

亀岡市立吉川小学校医に委嘱します

佐藤明美

亀岡市立稗田野小学校医に委嘱します

調早苗

亀岡市立本梅小学校医に委嘱します

佐藤俊之

亀岡市立畑野小学校医に委嘱します

吉岡隆行

亀岡市立青野小学校医に委嘱します

寺田直人

亀岡市立大井小学校医に委嘱します

森戸俊典

亀岡市立千代川小学校医に委嘱します

中川務

亀岡市立川東小学校医に委嘱します

白川和夫

亀岡市立保津小学校医に委嘱します

樋垣泰伸

亀岡市立つつじヶ丘小学校医に委嘱します

上原久和

亀岡市立城西小学校医に委嘱します

植木孝宜 亀岡市立詳徳小学校医に委嘱します	齋藤義裕 亀岡市立本梅小学校歯科医に委嘱します
飯野茂 亀岡市立南つつじヶ丘小学校医に委嘱します	藤田幸彦 亀岡市立畑野小学校歯科医に委嘱します
平田正弘 亀岡市立亀岡中学校医に委嘱します	細木一成 亀岡市立青野小学校歯科医に委嘱します
佐藤英夫 亀岡市立別院中学校医に委嘱します	遠坂豊 亀岡市立大井小学校歯科医に委嘱します
吉岡克己 亀岡市立南桑中学校医に委嘱します	浦田眞幸 亀岡市立千代川小学校歯科医に委嘱します
調幸治 亀岡市立育親中学校医に委嘱します	植村正敏 亀岡市立川東小学校歯科医に委嘱します
平岡聡 亀岡市立高田中学校医に委嘱します	石川清之 亀岡市立保津小学校歯科医に委嘱します
十倉佳史 亀岡市立東輝中学校医に委嘱します	中村弘之 亀岡市立つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します
文字直 亀岡市立大成中学校医に委嘱します	中川幹也 亀岡市立城西小学校歯科医に委嘱します
加藤啓一郎 亀岡市立詳徳中学校医に委嘱します	池田利夫 亀岡市立詳徳小学校歯科医に委嘱します
樋垣泰伸 亀岡市立亀岡幼稚園医に委嘱します	前田文義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します
藤原史博 亀岡市立第2亀岡幼稚園医に委嘱します	安井明平 亀岡市立亀岡中学校歯科医に委嘱します
嶋村浩一 亀岡市立亀岡小学校歯科医に委嘱します	泉要佑 亀岡市立別院中学校歯科医に委嘱します
並河治之 亀岡市立安詳小学校歯科医に委嘱します	市川章 亀岡市立南桑中学校歯科医に委嘱します
前川眞司 亀岡市立東別院小学校歯科医に委嘱します	西田幸弘 亀岡市立育親中学校歯科医に委嘱します
脇新五 亀岡市立西別院小学校歯科医に委嘱します	坂井知明 亀岡市立高田中学校歯科医に委嘱します
内藤春生 亀岡市立曾我部小学校歯科医に委嘱します	中川博友 亀岡市立東輝中学校歯科医に委嘱します
荻野茂 亀岡市立吉川小学校歯科医に委嘱します	吉田龍兒 亀岡市立大成中学校歯科医に委嘱します
天野浩 亀岡市立稗田野小学校歯科医に委嘱します	

岡本 眞 和
 亀岡市立詳徳中学校歯科医に委嘱します

河野 弘 之
 亀岡市立亀岡幼稚園歯科医に委嘱します

小野 恒太郎
 亀岡市立第2亀岡幼稚園歯科医に委嘱します

田原 浩
 亀岡市立亀岡小学校薬剤師に委嘱します

栗林 高 宏
 亀岡市立安詳小学校薬剤師に委嘱します

有馬 和 希
 亀岡市立東別院小学校薬剤師に委嘱します

岩田 庄 司
 亀岡市立西別院小学校薬剤師に委嘱します

浅井 直 子
 亀岡市立曾我部小学校薬剤師に委嘱します

武田 紗代子
 亀岡市立吉川小学校薬剤師に委嘱します

浅井 直 子
 亀岡市立稗田野小学校薬剤師に委嘱します

片山 徹
 亀岡市立本梅小学校薬剤師に委嘱します

小林 篤 史
 亀岡市立畑野小学校薬剤師に委嘱します

森 麻由子
 亀岡市立青野小学校薬剤師に委嘱します

岩佐 一 郎
 亀岡市立大井小学校薬剤師に委嘱します

池田 将 吾
 亀岡市立千代川小学校薬剤師に委嘱します

重田 喜美子
 亀岡市立川東小学校薬剤師に委嘱します

寺田 希久子
 亀岡市立保津小学校薬剤師に委嘱します

中西 暢 之
 亀岡市立つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します

杉 政 貴 幸
 亀岡市立城西小学校薬剤師に委嘱します

小澤 慎 也
 亀岡市立詳徳小学校薬剤師に委嘱します

田原 浩
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します

栗林 高 宏
 亀岡市立亀岡中学校薬剤師に委嘱します

池田 将 吾
 亀岡市立別院中学校薬剤師に委嘱します

田原 浩
 亀岡市立南桑中学校薬剤師に委嘱します

森 麻由子
 亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します

寺田 希久子
 亀岡市立高田中学校薬剤師に委嘱します

安達 整 実
 亀岡市立東輝中学校薬剤師に委嘱します

中川 喜よ美
 亀岡市立大成中学校薬剤師に委嘱します

宮里 輔
 亀岡市立詳徳中学校薬剤師に委嘱します

田原 浩
 亀岡市立亀岡幼稚園薬剤師に委嘱します

田原 浩
 亀岡市立第2亀岡幼稚園薬剤師に委嘱します

平成25年4月1日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成25年4月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

- 1 選挙の期日 平成25年4月23日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 39人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市曾我部町 中 全地区	3人
第2選挙区	〃 寺 〃	8人
第3選挙区	〃 法貴 〃	3人
第4選挙区	〃 犬飼 〃	3人
第5選挙区	〃 南条 〃	6人
第6選挙区	〃 西条 〃	5人
第7選挙区	〃 重利 〃	4人
第8選挙区	〃 穴太 〃	7人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成25年4月23日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年4月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	法 貴 孝 志
第2選挙区	省略	畑 中 和 義
第3選挙区	省略	八 木 眞 澄
第4選挙区	省略	八 木 義 樹
第5選挙区	省略	澤 照 和
第6選挙区	省略	法 貴 成 博
第7選挙区	省略	石 田 徳 盛
第8選挙区	省略	齋 藤 幸 男

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	和 田 忠 雄
第2選挙区	省略	福 岡 俊 嗣
第3選挙区	省略	澤 田 昌 和
第4選挙区	省略	土 岐 隆 夫
第5選挙区	省略	松 岡 隆 男
第6選挙区	省略	木 内 勉
第7選挙区	省略	中 西 伸 宏
第8選挙区	省略	美 馬 悦 雄

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	和 田 忠 雄
	省略	多 田 千 賀 男

第2選挙区	省略	福 岡 俊 嗣
	省略	服 部 義 行
第3選挙区	省略	澤 田 昌 和
	省略	法 貴 保
第4選挙区	省略	土 岐 隆 夫
	省略	山 脇 敏 克
第5選挙区	省略	松 岡 隆 男
	省略	松 岡 省 三
第6選挙区	省略	木 内 勉
	省略	原 田 英 規
第7選挙区	省略	中 西 伸 宏
	省略	並 河 榮 一
第8選挙区	省略	美 馬 悦 雄
	省略	齋 藤 孝 章

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

平成25年4月23日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成25年4月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
曾我部町自治会事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

平成25年4月23日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成25年4月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市昭和池土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市昭和池土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	昭 和 池 土 地	亀 岡 市
-----------------------	-----------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

平成25年4月23日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年4月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	多田 三千男
	省略	和田 数之
	省略	多田 秀樹
第2選挙区	省略	並河 悦郎
	省略	小谷 重夫
	省略	岩崎 崇
	省略	近藤 和夫
	省略	並河 俊和
	省略	福岡 裕和
	省略	小塩 正幸
第3選挙区	省略	大石 美津留
	省略	江見 政幸
	省略	法貴 良好
第4選挙区	省略	八田 修好
	省略	石野 次夫
	省略	松岡 豊誠
第5選挙区	省略	松本 孝之
	省略	六島 則夫
	省略	松岡 忍
	省略	菱田 芳幸
	省略	竹内 芳夫
	省略	須田 悦道
第6選挙区	省略	澤 哲弘
	省略	木内 昭博
	省略	原田 慎吾
	省略	原田 寿之

第6選挙区	省略	原田 耕二
	省略	木内 俊明
第7選挙区	省略	桂 良彦
	省略	近藤 隆夫
	省略	垣本 郁夫
	省略	桂 光正
第8選挙区	省略	圓山 雅之
	省略	圓山 正美
	省略	保日部 清一
	省略	中川 清
	省略	上田 春部
	省略	圓山 哲也
	省略	石田 清

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成25年4月23日執行の亀岡市昭和池土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年4月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	多田 三千男
	省略	和田 数之
	省略	多田 秀樹
第2選挙区	省略	並河 悦郎
	省略	小谷 重夫
	省略	岩崎 崇
	省略	近藤 和夫
	省略	並河 俊和

第2選挙区	省略	福岡裕和
	省略	小塩正幸
	省略	大石美津留
第3選挙区	省略	江見政幸
	省略	法貴良好
	省略	八田修好
第4選挙区	省略	石野次夫
	省略	松岡豊誠
	省略	松本孝之
第5選挙区	省略	六島則夫
	省略	松岡忍
	省略	菱田芳幸
	省略	竹内芳夫
	省略	須田悦道
	省略	澤哲弘
第6選挙区	省略	木内昭博
	省略	原田慎吾
	省略	原田寿之
	省略	原田耕二
	省略	木内俊明
第7選挙区	省略	桂良彦
	省略	近藤隆夫
	省略	垣本郁夫
	省略	桂光正
第8選挙区	省略	圓山雅之
	省略	円山正美
	省略	保日部清一
	省略	中川清
	省略	上田春部
	省略	圓山哲也
	省略	石田清

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第2号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月17日

亀岡市公平委員会

委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡教職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 福嶋儀治
(主たる事務所所在地)

亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館

2 登録年月日 平成25年4月17日

3 登録番号 平成25年公平第4号

「揭示済」

亀岡市公平委員会告示第3号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月17日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体
亀岡市職員連絡会
代表者役職氏名 会長 林 佐百合
(主たる事務所所在地)
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成25年4月17日

3 登録番号 平成25年公平第5号

「揭示済」

亀岡市公平委員会告示第4号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月17日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体
亀岡市職員組合
代表者役職氏名 執行委員長 岸田 浩
(主たる事務所所在地)
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成25年4月17日

3 登録番号 平成25年公平第6号

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 委託の相手方

東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号
地銀ネットワークサービス株式会社
提携コンビニエンスストア
エブリワン 暮らしハウス
ココストア コミュニティ・ストア
サークルK サンクス スパー北海道
スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セイコーマート セーブオン
セブン-イレブン デイリーヤマザキ
ファミリーマート ポプラ
ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン
MMK設置店

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成25年4月1日から
平成26年3月31日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成25年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年4月24日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
276	T・N設備工業株式会社	代表取締役	谷 芳彦	亀岡市西堅町56番地4

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成25年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年4月24日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
267	T・N設備工業株式会社	代表取締役 谷 芳彦	亀岡市西堅町56番地4

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

男性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 44,000 (2,095)
		内視鏡	1回 44,000 (2,095)

」

を

「

男性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 41,200 (1,961)
		内視鏡	1回 44,000 (2,095)

」

に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市立病院告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

1 委託の相手方

京都市下京区四条通東洞院東入立売西町
60 日本生命四条ビル8F
株式会社ソラスト京滋支社

2 委託期間

平成25年4月1日から
平成25年9月30日まで

「揭示済」

亀岡市立病院告示第2号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程第18条の2の規定による指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

平成25年4月26日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

1 指定代理納付者の名称等

① 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地

京都クレジットサービス株式会社
代表取締役 大槻 隆士

② 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地

京銀カードサービス株式会社
代表取締役 大井 成夫

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料

3 指定期間

平成25年5月1日から
平成26年3月31日まで

「揭示済」